# 2. 7 便所 : 洗面所

# ◆設計の考え方◆

- ・便所のバリアフリー化に際しては、面積や構造による制約、施設用途及び利用者意識などに配 慮し、その設置方法等に工夫が必要である。
- ・便所に関し、バリアフリー法制定までは、車いす使用者が利用できる便房のみが義務付け対象であり、整備が遅れていた車いす使用者用の便房の設置をまず確保し、さらにオストメイトや乳幼児連れ利用者等への対応を併せて推進する観点で、広さのある車いす使用者用の便房内に多様な機能を含む多機能便房が数多く設置されてきたところである。
- ・バリアフリー法の制定後は、オストメイト用設備を有する便房の設置についても義務付け対象 に追加され、利用者のニーズに応じたスペースや設備等を効率的・効果的に確保するとともに、 近年多機能便房へ利用者が集中している等の傾向も踏まえ、多機能便房における機能分散を促 し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮し、以下のような基本的な考え方で計画す ることが望ましい。

### 1) 個別機能を備えた便房の設置

多様な利用者のニーズに的確に対応するとともに、多機能便房における利用の集中を軽減するために、車いす使用者用便房及びオストメイト用設備を有する便房のほか、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房も設置する。

また施設用途等により、多数の車いす使用者やオストメイトが利用することが考えられる場合には、これに加え、当該利用者用の簡易型機能を有する便房を設けることも考慮する。

2) 多機能便房と簡易型機能を備えた便房の設置

施設用途を十分に考慮し、車いす使用者用便房に他の機能を付加した多機能便房を設置する場合には、利用者の分散を図る観点から、個別機能を備えた便房、車いす使用者用やオストメイト用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置する。ただし、オストメイト用の簡易型機能を備えた便房を設置するにあたっては、オストメイト用設備を有する便房(多機能便房を含む)を設けた上で設置する。

3) 多機能便房の設置

施設用途を十分に考慮し、多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房を設置する。なお、この場合も利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置することが望ましい。

・なお、こうした考え方を踏まえ、簡易型機能を備えた便房のみでトイレのバリアフリー対応を 行うことは、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合を除き望ましくない。

# ◆基準◆

# <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか (1以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②水洗器具を設けているか (オストメイト対応、1以上)	
	③床置式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)	
<同上>	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい	
標識 (第19条)	位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

# <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般>	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
便所 (第9条)	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか	
	(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
	④床置式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これら	
	に類する小便器を設けているか(各階1以上)	
標識	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい	
(第14条)	位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

# 2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準

# ◆共通する設計のポイント◆

個別機能を備えた便房の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①個別機能を備えた便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一体的若しくはその 出入口の近くに設けることが望ましい。
- ②便所・便房の出入口及び通路には、段その他の障害物を設けない。
- ③便房の戸
- ・2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準(3)を参照。
- ・戸の取っ手は操作のしやすいものとする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は握り易さを考慮したものとすることが望ましい。

### ④施錠等

- ・自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解 錠できるものが望ましい。
- ・手動式引き戸の場合、指の不 自由な人でも施錠の操作がし やすいものとし、緊急の場合 は外部からも解錠できるもの とすることが望ましい。
- ・視覚障害者の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。

# 留意点:施錠を示す色

・施錠を示す色は、一般的に赤と緑に色分けされているが、色弱者に配慮して赤と青とすることが望ましい。 このことは、個別機能を備えた便房のみでなく、その他の便房においても同様である。

⑤設備は操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮する。

### ⑥手すり

- ・便器の横に手すりを設ける場合には、水平、垂直に堅固に 取り付ける。
- ・水平手すりは、便器の座面から20~25cm程度の高さに取り付ける等の配慮をする。

# 留意点:手すりの位置

- ・手すりの位置が遠すぎて体を預けることができない場合がある。使いやすい位置関係に配慮して手すりを設ける。
- ・手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、呼び出しボタン、ペーパーホルダー等 が使用しやすいように配慮する。

## (7)ペーパーホルダー

- ・便座に座ったまま利用できる位置に設ける。
- ・便器の横壁面にペーパーホルダーを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とする ことが望ましい。

### ⑧便器洗浄ボタン

- ・便座に座ったまま操作しやすいものとすることが望ましい。
- ・視覚障害者に対しては、押しボタン式若しくは靴べら式の洗浄レバー等、触知しやすく誤作動しにくいものが望ましい。

# ⑨呼び出しボタン

- ・便座に座った状態から、手の 届く位置に設けることが望ま しい。床に転倒したときにも 届くよう側壁面の低い位置に 設けることが望ましい。
- ・便房内には確認ランプ付呼出 し装置、出入口の廊下等には 非常呼出し表示ランプ、事務 所には警報盤を設けることが 望ましい。

### 留意点:呼び出しボタンの位置

・手すりに掴まった時に、呼び出しボタンに触れてしま うことのないようにする。

# 留意点:ボタンの色、表示

- ・洗浄ボタン、呼び出しボタン、温水洗浄便座の操作ボタンは、色の違いやボタンの配置、壁とボタンとの色のコントラストに配慮して選定し、弱視者や色弱者の視認性や高齢者のわかりやすさを高めることが望ましい。
- ・ボタンの配色・配置に関しては、その他の便房においても同様の措置が求められる。
- ・ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。
- ⑩便房内の洗面器・手洗器の水栓金具はレバー式、光感知式等、簡単に操作できるものとすることが望ましい。
- ⑪便座は、温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座)とすることが望ましい。
- ⑩照明は、十分な照度を確保することが望ましい。
- ⑬床面は滑りにくい材料・仕上げとする。また転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとすることが望ましい。

### (14)表示

- ・利用者を誘導するために、建物内の案内板に個別機能を備えた便房を設けた便所の 位置を表示することが望ましい。
- ・個別機能を備えた便房を設けた便所の出入口には、利用に適した構造や機能を有する便房が設けられていることや便房の位置、男女の別をわかりやすく表示し、必要に応じて音声による案内・誘導を行う。
- ・便房の戸には、個別機能を備え た便房の設備内容をわかりや すく表示する。
- ・案内表示については、2.13G.1 案内表示を参照。

#### 留意点:他の個別機能を備えた便房の位置を示す表示

・使用中の場合等に他の便房へ行くことができるよう、 他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を 便房の付近に表示することが望ましい。

### (1) 車いす使用者用便房

### 配置等

・介助者に配慮し、少なくとも1以上の車いす使用者用便房は、男女が共用できる位置に 設けることが望ましい。

### ② 設置数

- ・少なくとも1以上の車いす使用者用便房(男女の別があるときはそれぞれ1以上) を設ける。
- ・当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあってはその総数の2%以上、200を超える場合にあってはその総数の1%に2を加えた数以上の、車いす使用者用便房を設けることが望ましい。

### ③ 出入口・通路

・便所・便房の出入口及び通路は段差をなくし、車いす使用者の通行が可能な幅員を 確保する。

## ④ 便房の出入口の有効幅員

- ・原則として80cm以上とする。
- ・車いす使用者等の利便性を考慮すると90cm以上が望ましい。
- ・出入口前には車いすが転回できる空間(140cm角)を設ける。

# ⑤ 便房の広さ

・車いす使用者が便房内で回転 して設備・備品等を使用でき る等、可能な限り容易に利用 できるよう、車いすの回転や 介助者の同伴などの多様な動 作が可能なスペースを確保す る。

### 留意点:便房の寸法

- ・便房には車いすが360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できる空間を確保するとともに、便器への移乗のために車いす使用者の接近スペースを確保する。
- ・便房の標準的寸法は200cm×200cm程度とすることが望ましい。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わることに留意する。
- ・便器の正面及び側面に移乗のためのスペースを設ける。

# ⑥ 便房のバリエーション

・複数の車いす使用者用便房を設ける場合は、便器の位置は正面からのアプローチを 確保し、左右からの移乗に配慮するものとする。

### ⑦ 便房の戸、施錠等

- ・車いす使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸が望ましく、可能であれば自動式引き戸とする。
- ・手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものとすることが望ましい。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑 に行えるよう、戸の付近には 大型ベッドやゴミ箱等を設け ないことが望ましい。また操 作性を確保するため、取っ手 等の位置や形状に十分配慮す ることが望ましい。
- ・自動式引き戸については、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」(JADA-0006) (全国自動ドア協会)によることが望ましい。

### 留意点:接近しやすい錠の配慮

・車いす使用者が接近しやすいよう、錠の位置に配慮する.

# 留意点:ドア開閉盤

・自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が 使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタ ン式とすることが望ましい。

#### 留意点:多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン

・本ガイドラインには、自動ドアの挟まれ防止、衝突防 止その他の対策について、建築設計者、発注者、自動 ドアの製造者、販売者、施工者、点検整備者及び建物 管理者等が留意すべき点が示されている。

# ⑧ 便器

- ・便器は、腰掛け式床置きまた は壁掛け等とする。
- ・腰掛け式床置き便器の前面は、 車いすでできるだけ接近でき るよう、フットレストの当た りにくい、トラップ突き出し の少ない形式等とする。

#### 留意点:便器

- ・温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合 に配慮し、便座横に附置した操作ボックスではなく、 壁付けとすることが望ましい。
- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、背もたれを 設けるとよい。
- ・座面高さは、蓋のない状態で、40~45cm程度とする。

# 9 設備

- ・車いすから便座への移乗を容易にするために手すりを設置し、ペーパーホルダー、 呼び出しボタン等が便座から及び車いすに座ったまま手の届く範囲に設置する。
- 10 手すり
- ・便器の両側に、水平、垂直に堅固に取り付ける。
- ① ペーパーホルダー
  - ・便座及び車いすに座ったまま利用しやすい位置に設けることが望ましい。
- ② 便器洗浄ボタン
  - ・便座に座ったまま操作しやす いものとすることが望まし

### 留意点: 便器洗浄ボタンの位置

・車いすに座ったままの状態でも、操作できるように設 置することが望ましい。

- ③ 呼び出しボタン
  - ・便座及び車いすに座った状態から、手の届く位置に設けることが望ましい。
- 14 洗面器
- ・洗面器は、壁に堅固に取り付 ける。手すりを設ける場合は 車いす使用者の利用にも配慮 することが望ましい。
- ・水栓金具は、レバー式、光感 知式等操作の容易なものとす ることが望ましい。
- ・車いす使用者が利用できるよ う洗面器下部に車いすで膝が 入るスペースを確保する。
- 留意点:洗面器
- ・車いす回転スペースに洗面器が張り出さないように、 製品機種の選定に配慮する。

# 留意点:手洗い器の位置

- ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、 便座から手の届く位置に手洗い器を設置することも
- ・吐水口の位置は、車いす使用者が利用し易い位置(手前縁から30~33cm程度)に設 けることが望ましい。

### ① 鏡

・鏡は、洗面器上端部にできる 上方へ100cm以上の高さで設 置することが望ましい。

### 留意点:鏡

- 限り近い位置を鏡の下端とし、・傾斜式鏡は主に車いす使用者を想定したものである が、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、むし ろ設置高さを下げることでだれにでも利用できるよ うになる。
- 16 手荷物置き台、フック
  - ・手荷物置き台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとすることが望ましい。
  - ・フックは、車いす使用者の利用に配慮した高さとすることが望ましい。

# (2) オストメイト用設備を有する便房

- ① 配置、設置数
  - ・少なくとも1以上のオストメイト用設備を有する便房(男女の別があるときはそれ ぞれ1以上)を設ける。

## ② 汚物流し等

- ・オストメイト¹の利用に配慮して、パウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための 汚物流し(洗浄ボタン・水栓を含む)、ペーパーホルダーを設置する。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水 栓であることが望ましい。
- ・手を洗うための石けん(石け *留意点: 汚物流し等* ん入れ)、手を拭くためのペ ーパータオル (ペーパータオ ル入れ)又はハンドドライヤ ーを設置することが望まし 11

- ・腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型 であることが望ましい。
- ・利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異 なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。
- ・オストメイト簡易型設備(便器に水洗をつけたもの等)は、整備が義務づけられたオス トメイト用設備を有する便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用 の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修など構造上やむを得ない場合を除き、 設置することは望ましくない。

### ③ その他の設備

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる手荷物置き台(カウンター)を設 置する。
- ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。鏡は全身を映す ことができるものが望ましい。
- ・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置することが望ましい。
- ・小物や手荷物をかけるフックやコート等の衣類をかけるフックを複数設置すること が望ましい。
- ストーマ装具の装着のための 衣類の脱着、着替え等に配慮 し、汚物流しの近くに着替え 台を設置することが望ましい。
- ・着替え時の姿勢保持のため、手 すりを設けることが望ましい。

#### 留意点:手荷物置き台、フック

・手荷物置き台やフックは、手荷物を置いたりコートを かけるだけでなく、オストメイトの方が脱いだ衣類や パウチを置いたりかけたり、介助者が荷物を広げたり するため等に必要である。

# (3) 大型ベッド付き便房

- 設置数
  - ・建物内に複数の車いす使用者 留意点: 大型ベッドの設置 用便房や多機能便房を設置す る場合には、そのうち1以上 は大型ベッド付き便房とする ことが望ましい。

・介助を必要とする高齢者や、肢体不自由児・肢体不自 由者等には、ベッド上での着脱衣やおむつ交換、排泄 (自己導尿等)等が必要となることがあるため、大型 ベッドを設置することが求められている。

#### ② 便房の広さ等

・大型ベッド付き便房は、車いす使用者用便房の設計標準を基本とし、これに介助に よって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加するも のである。したがって、設計の考え方は、(1) 車いす使用者用便房の設計標準に よるほか、以下の点にも留意する。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>手術を受けてストーマ(人工肛門、人工膀胱)保持者となった者を言う。ストーマには装具を装着している。ストーマ装具は、ワンピース型(体 に張り付ける面板と、便と尿をためる袋(パウチ)が一体になったもの)とツーピース型(面板とパウチが別になったもの)がある。

・大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとるようにすることが望ましい。

# (4) 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

# ① 設置数

# ② 乳幼児用ベッド

・乳幼児連れ利用者に配慮した 設備を有する便所または便房 には、乳幼児用ベッドや乳幼 児のおむつ替えができる設備 を、少なくとも1以上(男女 の別があるときはそれぞれ1 以上)設けることが望ましい。

### 留意点:乳幼児用いす

・乳幼児用いすは乳幼児が落ちたりしないように、ベルトをつけるなど、安全に座らせることができるような 配慮が必要である。

### 留意点:乳幼児用ベッド

- ・乳幼児用ベッドの周辺には、荷物置き場を設けること が望ましい。
- ・乳幼児用ベッドは落下防止措置が講じられたものが望ましい。
- ・乳幼児用ベッドは乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。
- ・乳幼児用ベッドを利用する乳幼児に対し、照明の光が 直接目に入らないように、器具の配置に配慮する必要 がある。
- ・乳幼児用ベッドを多機能便房内に設ける場合は、車い す使用者が必要とするスペースを確保しつつ設ける ことが必要である。

# 2. 7. 2 多機能便房の設計標準

# ◆設計のポイント◆

多機能便房の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①多機能便房は、2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準(1)車いす使用者用便房の設計標準を基本とし、他の機能を付加するものである。したがって、設計の考え方は、2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準によるほか、以下の点にも留意する。
- ②付加する機能とその組み合わせは、スペース、建物の用途、建物全体の便所の機能分散などを 考慮し、バランスよく配置する。
- ③設置する設備は、総合的に操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮する。
- ④高齢者、障害者等を誘導するために、建物内の案内板に多機能便房を設けた便所の位置を表示する。
- ⑤多機能便房を設けた便所の出入口には、高齢者、障害者等の利用に適した構造を有する便房が 設けられていることを大きく、わかりやすく表示し、必要に応じて音声による案内・誘導を行 う。

# (1)配置等

- ・高齢者、障害者等が使いやすい位置に配置する。
- ・多機能便房は、多機能便房以外の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設けることが望ましい。

## (2)設置数

・2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 車いす使用者用便房 参照。

# (3)寸法

・2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 車いす使用者用便房 参照。

## (4)設備・備品等

・2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1)車いす使用者用便房®~⑯、(2)オストメイト用設備を有する便房、(3)大型ベッド付き便房、(4)乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房参照。

### (5) 仕 上

・2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準 ◆共通する設計のポイント◆⑬参照。

# (6)表示

・2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準 ◆共通する設計のポイント◆⑭参照。

# 2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準

# ◆設計のポイント◆

簡易型機能を備えた便房は、整備が義務づけられた車いす使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房(多機能便房を含む)とは別に、利用者の分散を図るためにその他の便所に整備する場合や、改善・改修など限られた空間に整備する場合に設けるものとし、以下の通りとすることが望ましい。

- ①設置する機能及びその組み合わせは、スペース、建物の用途、建物全体の便所の機能分散など を考慮したものとし、バランスよく配置する。
- ②設置する設備は、総合的に操作しやすいものとするとともに、わかりやすさにも配慮したものとする。
- ③便座は、温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座)とすることが望ましい。
- ④便所の出入口及び便房の戸には、設備内容をわかりやすく表示する。

### (1)車いす使用者用簡易型便房

- ・個別機能を備えた便房、多機能便房以外の便房に車いすで使用可能なゆとりある広さ、 出入口の有効幅員を確保し、腰掛け式便器、着座や立ち上がりのための手すりを設置 することで、自力で便座に移乗が可能な車いす使用者等の利用が可能になる。
- ・便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・便房の戸は引き戸あるいは外開き戸等とすることが望ましい。
- ・限られたスペースにおいて車いす使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸、戸の 錠等について工夫をする。
- ・車いすは壁の隅には近寄れない ため、便房の戸の形式、取っ手 の位置や形状に配慮することが 望ましい。

### 留意点:車いす使用者用簡易型便房の出入口の有効幅員

・出入口の有効幅員80cmは車いす使用者が直進で通過可能な寸法である。直進以外の出入りとなる場合は、通過のしやすさに配慮して80cm以上のゆとりある幅員の確保が望ましい。

# (2) オストメイト用簡易型便房

- ・個別機能を備えた便房、多機能便房以外の便房にオストメイト簡易型設備を設置する ことで、オストメイト用設備を有する便房や多機能便房を利用できない場合の利用が 可能になる。
- ・各種設備機器については、開発途上のものもあり、今後技術革新や製品開発の進捗に よって適宜導入を図ることが望ましい。

# 2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準

# ◆設計のポイント◆

その他の便所・洗面所の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

- ①施設用途を十分に考慮した上で、男女とも各便所に1以上の簡易型機能を備えた便房を設ける ことが望ましい。
- ②便所に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮して、有効な幅員を確保するとともに、段差を設けないようにすることが望ましい。
- ③便房の戸に使用中か否かの表示装置の設置を行うことが望ましい。
- ④洗面所における1以上の洗面台は、座位でも容易に使用できる高さ、使いやすい水栓の設置、 車いすでひざ下が入るスペースの確保等の措置を講じて、車いす使用者に配慮したものとする。
- ⑤便座は、温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座)とすることが望ましい。
- ⑥視覚障害者のために、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが望ま しい。

# (1) 配置等

・同一建築物内においては便所の 位置、男女の位置が統一されて いると分かりやすい。

#### 留意点:配置

- ・視覚障害者にとっては、どこの便所を使う場合にも、 利用方法が同じで非常に分かりやすいため、同一建築 物では、なるべく同じ配置、同じ部品を使用すること が望ましい。
- ・階によって配置をかえる場合には、わかりやすく表示することが望ましい。

# (2)寸法

- ① 出入口の有効幅員
  - ・便所の出入口の有効幅員は、車いす使用者も通過可能なように80cm以上、便所内通路には、車いすの転回スペースを確保し、便房の出入口の有効幅員を65cm以上とすることが望ましい。

### (3) 便房の戸

- ・聴覚障害者の利用に配慮し、 便房の戸に使用中か否かを表 示する装置を設けることが望 ましい。
- ・使用時以外は開いているタイプとすることが望ましい。

# 留意点:戸の形式

- ・戸袋のスペースがあまり取れない場合、2枚引き戸と することも考えられる。
- ・内開き戸では、車いす使用者が利用できないが、外開 き戸あるいは引き戸にすると利用できる場合がある。
- ・外開き戸とする場合は、奥に設ける等利用者が衝突する危険がないと判断できる場合に限る。
- ・内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができず、救出できないおそれがある。内開き戸とする場合は緊急時に戸をはずせるタイプとする等の配慮が必要である。

# (4) 設備・備品等

- ① 男性用小便器
  - ・便所の出入口から最も近い小便器は、床置き式ストールまたは、低リップの壁掛け 式とする。
  - ・受け口の高さが35cm以下のものとする。
  - ・1以上の小便器には手すりを 設けることが望ましい。

### 留意点:設備・備品等

- 手すりは認知しやすい色とすることが望ましい。
- ・小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみあるい はフックを設けることが望ましい。

## ② 大便器

- ・高齢者等の足腰の弱っている人にとって、和風便器の利用は困難を伴うため腰掛け 式便器とすることが望ましい。
- ・1以上の腰掛け式便器には、手すりを設けることが望ましい。
- ・和風便器についても、同様に手すりを設けることが望ましい。

# ③ 便器洗浄ボタン等 (腰掛け便座の便房)

- ・便器洗浄ボタン、ペーパーホルダーは、便座に座ったまま容易に操作できるものと することが望ましい。
- ・視覚障害者が利用しやすいよう、同一建築物内においては 洗浄装置等の使用法や形状、 配置を統一するとよい。
- ・便器の横壁面に洗浄ボタン等を設ける場合はJIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。
- ・視覚障害者に対しては、押し ボタン式若しくは靴べら式の 洗浄レバー等、触知しやすく 誤作動しにくいものが望まし い。

# 留意点: 便房内の設備

- ・ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンか分かりづらいものもあり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。
- ・ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすい配慮をするとよい。
- ・洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。

#### ④ 非常通報

・聴覚障害者が便房でも非常通報の情報が分かるようにフラッシュライト等を設ける ことが望ましい。

### ⑤ 洗面器

- ・洗面器は、壁に堅固に取り付け、1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかかれる等の配慮を行うことが望ましい。
- ・水栓金具は、レバー式、光感 知式等操作が容易なものとす ることが望ましい。
- ・1以上の洗面器は、車いす使用者の利用に配慮し、洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保することが望ましい。

#### 留意点:洗面器

・車いす使用者に使いやすいものと、立位で使いやす いものと、高さの異なる複数の洗面器を設けること が望ましい。

#### 留意点:フック等

・洗面器の脇には、杖を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

・吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置に設けることが望ましい。

## ⑥ 洗面所の鏡、備品

- ・車いす使用者の利用に配慮して、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端と し、上方へ100cm以上の高さで設置することが望ましい。
- 手荷物棚を設けることが望ましい。

### ⑦ 照明

・十分な照度を確保することが 望ましい。

### 留意点:照明器具の配置

・照明器具を、便房、小便器、洗面器に対応させて配置 することにより、各設備の位置を分かりやすくする等 の工夫も考えられる。はずせるタイプとする等の配慮 が必要である。

# (5) 仕 上

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとすることが望ましい。
- ・床には段を設けない。

# (6)表示

- ・移動円滑化経路となっている便所には、案内表示を設置する。
- ・視覚障害者の利用に配慮して、建物全体を案内する点字等による案内板に、便所の 位置及び男女の別を表示、案内する。
- ・便所の出入口付近の外部には、便所内部の配置を表示することが望ましい。さらに 視覚障害者の利用に配慮して、点字等による表示や触知案内図の設置を行うことが 望ましい。
- ・便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設置する場合には、車いす使用者 用便房・多機能便房以外の便所に誘導することが望ましい。
- ・触知案内図の情報内容、形状 及び表示方法等については JIS T0922を参照。
- ・弱視者等にも配慮し、案内表 示は大きさや設置位置に配慮 したものとする。
- ・案内表示については、2.1 3G.1 案内表示を参照。

- *留意点:音声案内装置の設置* ・多数の視覚障害者が利用する施設にあっては、男性 用・女性用の位置等を、音声により案内することが 望ましい。
- ・音声案内装置には、便房内において便器や設備・ボ タンの位置を案内するものもある。

#### 2. 改善・改修のポイント 7. 5

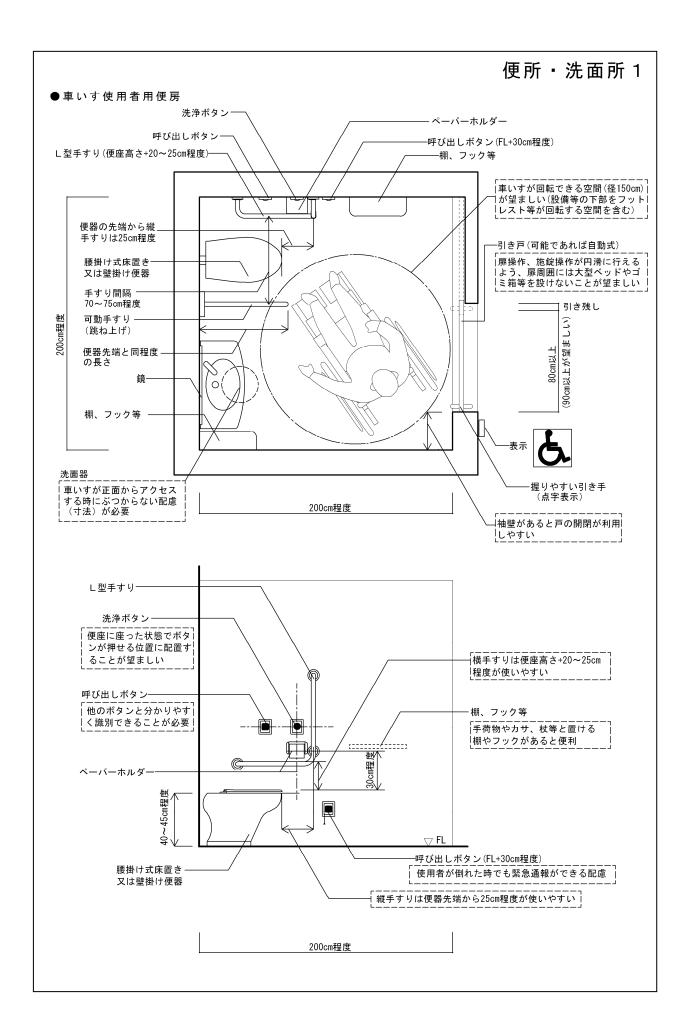
2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準、2.7.2 多機能便房の設計標準、2. 7.4 その他の便所・洗面所の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましい。その 他に留意すべき点は以下の通りである。

# (1) 寸法

・構造上やむをえない場合は、次善の方法として、簡易型機能を備えた便房の寸法・設 備による整備も考えられる。

### (2)経路

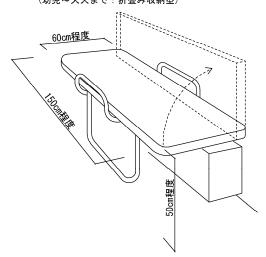
・増改築等によって車いす使用者用便房を設置する場合は、車いす使用者用便房から 利用居室までの経路についても高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。



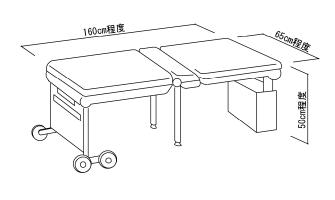
#### 便所·洗面所2 ●オストメイト用設備を有する便房 手すり ペーパーホルダー 腰掛け式床置き 又は壁掛け便器 U 汚物入れ ハンドシャワー型水栓 有効80cm程度 汚物流し洗浄ボタン 湯温調整付き レバーハンドル型混合水栓 温水が使用できること が望ましい 手荷物置き台(カウンター) ペーパーホルダ 汚物流し(オストメイト用) 多機能フックー 着替え台 (又はマット) 〇汚物流し (オストメイトに配慮した設備) 全身を鏡で確認できるこ とが望ましい ハンドシャワー型水栓 混合水栓 汚物流し 洗浄ボタン フック ハンドシャワー型水栓 ペーパーホルダー E D<sub>D</sub> 汚物流し洗浄ボタン 石鹸 PÀ ホルダー 利用者の身長に合わせて汚 P S 物流しの高さが変えられる と使いやすい 70cm程度 汚物流し -汚物流し (オストメイト用) 着替え(上足用)台(又は マット)があると着替えやす ▽ FL ●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例 〇オストメイト用設備を有する便房 〇車いす使用者用便房 〇多機能便房 腰掛け式便器 汚物流し 汚物流し 腰掛け式便器 洗面器 (オストメイト用) 洗面器 (オストメイト用) 100cm 重いす 車いす 車いす 腰掛け式便器 200cm 腰掛け式便器 大型ベッド △汚物流し 洗面器 140cm (オストメイト用) └─汚物流し 着替え台 200cm (オストメイト用) 200cm 200cm以上

# 便所・洗面所3

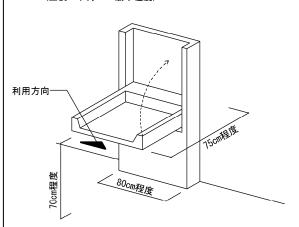
- ●大型ベッド
  - 〇大型ベッド 1 (幼児~大人まで:折畳み収納型)



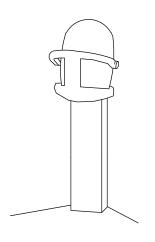
〇大型ベッド 2 (幼児~大人まで:折畳み収納型)



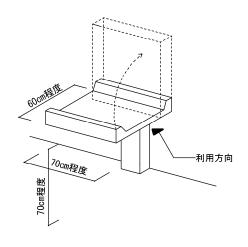
●乳幼児用ベッド・乳幼児用いす 〇壁・床取付乳幼児用ベッド (生後1ヶ月~2歳半程度)



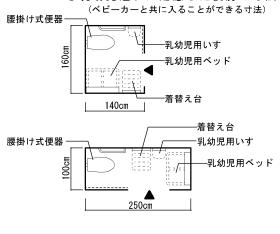
○乳幼児用いす (生後5ヶ月~2歳半程度)

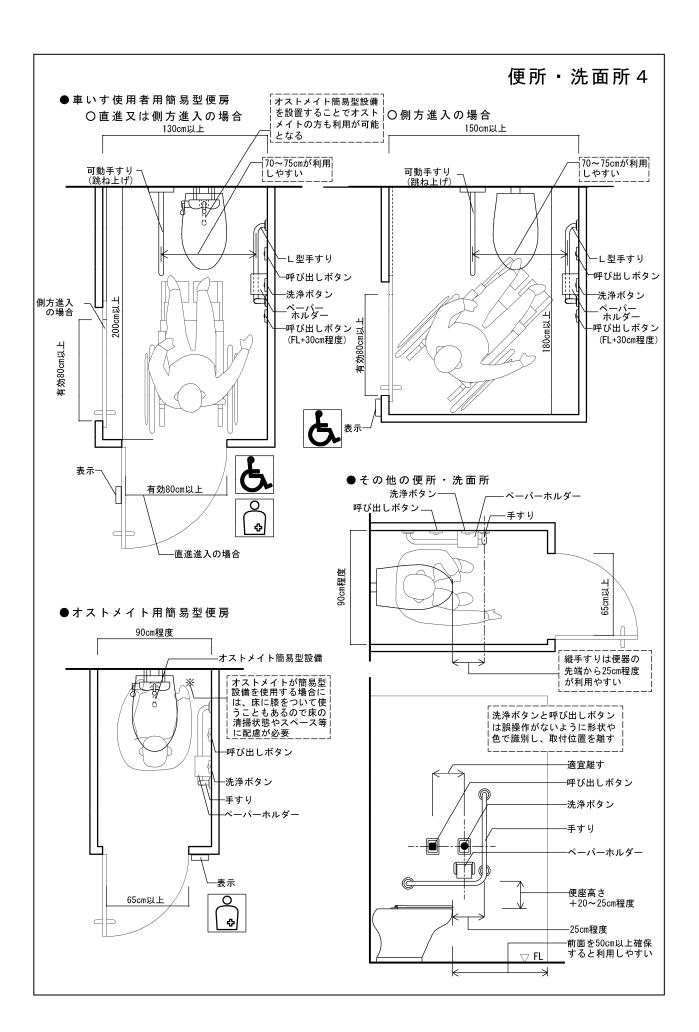


〇壁取り付け乳幼児用ベッド (生後1ヶ月~2歳半程度)



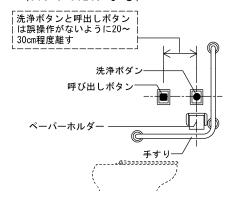
# 〇乳幼児連れに配慮した便房の寸法例

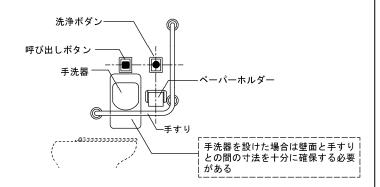




# 便所·洗面所 5

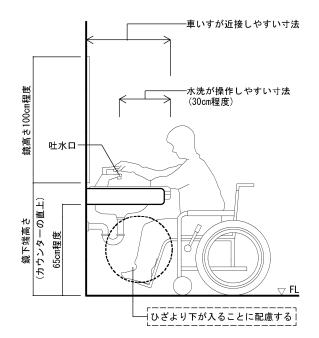
●洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による) ●手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例





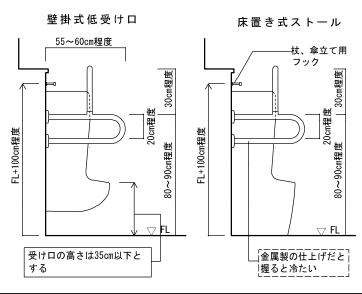
●車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台

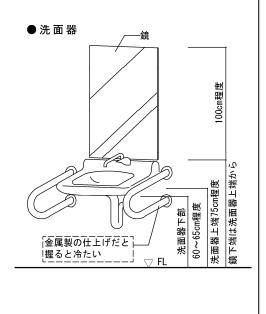
# ●便房設備の表示例

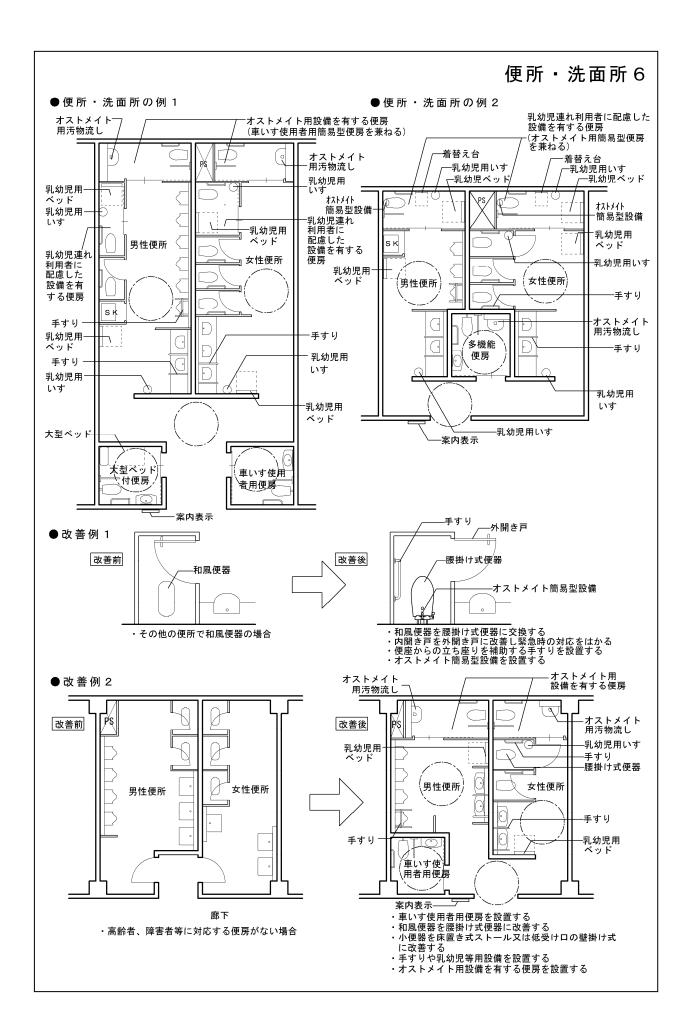




●小便器







# 2. 7. 6 設計例



・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも 配慮された案内表示



・オストメイト用汚物流し



・設備配置の例



・壁掛け式大型ベッドのある 便房



・広さにゆとりをもたせ、乳幼 児用いすを設けた便房



・色による戸の施錠/開錠 表示



大きめのレバーによる錠